

○執行機関の附属機関に関する条例（抄）

昭和 28 年大阪市条例第 35 号

（設置）

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
	大阪市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関する業務
	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略

（委任）

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。